

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和3年8月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和3年8月25日（水曜日）午後1時30分～午後2時30分 2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 4名出席（町田香教育長，河原健委員，椎名和良委員，寺田弘委員） 1名欠席（萩谷直美委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 宇田野 信彦 参事 奈幡 正 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 教育指導課長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第33号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（損害賠償（内払金）の額の決定について）（可決） （2）議案第34号 守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について（可決） （3）議案第35号 もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置及び運営に関する要綱の制定について（可決） （4）議案第36号 守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について（可決） 【報告事項】 （1）報告第6号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象者選考委員について
4	今後の状況	次回は，令和3年9月24日（金曜日）午後1時30分から開催予定

令和3年8月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和3年8月25日(水)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和3年8月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和3年8月25日(水)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 33 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(損害賠償
(内払金)の額の決定について)(学校教育課)【非公開】

議案第 34 号 守谷市議会定例月議会への提出予定案件について【非公開】

議案第 35 号 もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置及び運営に
関する要綱の制定について(生涯学習課)

議案第 36 号 守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制
定について(教育指導課)

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 6 号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象者選考委員につ
いて(生涯学習課)

6 その他

議案第 35 号

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置及び運営に関する
要綱の制定について

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置及び運営に関する要
綱を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 3 年 8 月 25 日 原 案 決

提案理由

市内公立小中学校と地域の連携・協働を深めるとともに、豊富な地域人材を
活用するため、優れた知識及び技能を有している者、子育てへの協力意欲の高い
者を登録する「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク」を設置し、
登録した者を市内公立小中学校の求めに応じ紹介することについて必要な事項
を定めるものです。

議 案	頁 数
35号	1

守谷市教育委員会告示第4号

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置及び運営に関する要綱を次のように定める。

令和3年10月4日

守谷市教育委員会教育長 町田 香

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内公立小中学校と地域の連携・協働を深めるとともに、豊富な地域人材を活用するために学校教育全般、文化、芸術、スポーツ、キャリア教育等の活動において優れた知識及び技能を有している者又は子育てへの協力意欲の高い者を登録する「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク（以下「スクールボランティアバンク」という。）」を設置し、スクールボランティアバンクに登録した者を市内公立小中学校の求めに応じ紹介することについて必要な事項を定め、もって市内公立小中学校の学習活動等に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり協議会 守谷市協働のまちづくり推進条例（平成30年守谷市条例第30号）に規定するまちづくり協議会をいう。
- (2) 登録者 スクールボランティアバンクに登録した指導（協力）者をいう。
- (3) 登録希望者等 スクールボランティアバンクに登録されることを希望する者又は登録した事項に変更が生じた者をいう。
- (4) 利用校 スクールボランティアバンクを利用しようとする市内公立小中学校をいう。

(運営に関する事務)

第3条 スクールボランティアバンクに関する事務は、各地区まちづくり協議会と連携し、教育委員会生涯学習課において行う。

(登録の資格)

第4条 スクールボランティアバンクに登録できる者は、市内公立小中学校の学習活動等に資するため自らの知識及び技能を提供する意思のある者並びに子育てへの協力意欲の高い者で、かつ、次の第1号及び第2号を満たす者と

し、団体の場合にあつては次の第3号を満たすものとする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者
- (2) スクールボランティアバンクへの登録日の属する年度の4月1日時点で満15歳以上の者
- (3) 市内に活動拠点があり、営利を目的としない団体
(登録の申請及び登録事項の変更)

第5条 登録希望者等は、もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録(変更)申請書(様式第1号)を教育長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、登録希望者等の承諾を得た上で、登録希望者等以外の者も行うことができる。この場合において、申請者は、登録希望者等の承諾を得ていることを証する書類を添えなければならない。

(登録の決定等)

第6条 教育長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、スクールボランティアバンクの分類別一覧(別表)に登録することに決定した場合は、もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録(変更)決定通知書(様式第2号)により、登録しないことと決定した場合には、もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク非登録決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 教育長は、登録者に関する情報を市内公立小中学校とまちづくり協議会に提供するものとする。

- 3 教育長は、登録者が公表を希望しない情報を除き、守谷市全体の登録者に関する情報を市のホームページ、登録者名簿等により公表するものとする。

(登録の抹消)

第7条 教育長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、スクールボランティアバンクの登録を抹消することができる。

- (1) もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録抹消届(様式第4号)の提出があつたとき。
- (2) 登録者としてふさわしくない行為を行つたと教育長が認めるとき。
- (3) 第4条に規定する登録の資格を満たさなくなったとき。

- 2 教育長は、前項の規定により登録を抹消したときは、もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録抹消通知書(様式第5号)により、当該登録者に対し通知するものとする。

(報酬等)

第8条 登録者に対する報酬及び費用弁償は支給しない。

(利用申込)

第9条 利用校は、登録者に利用の申込みをするときは、事前に生涯学習課に報告の上、利用校がこれを行うものとする。

(利用校及び登録者の責務)

第10条 利用校及び登録者は、開催する事業の内容等について、十分に連絡及び協議を行わなければならない。

2 利用校及び登録者は、相互に経費負担がないよう十分配慮しなければならない。

3 利用校及び登録者は、スクールボランティアバンクの利用（支援活動中の事故等を含む。）において、利用校と登録者間に争いが生じたときは、相互に協議して解決しなければならない。

（実績報告）

第11条 登録者は、支援活動が終了した日から1箇月以内に、もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク活動実績報告書（様式第6号）を支援した利用校を通じて教育長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は公示の日から施行する。

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

申請者氏名 _____

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録（変更）申請書

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの登録（変更）をしたいので、次のとおり申請します。

指導 (協力) 者	団体	ふりがな			ふりがな		
		団体名			代表者名		
	個人	ふりがな					性別
		氏名					男・女
		生年月日	年 月 日			※年代のみを公開します。	
住所		〒				※番地は非公開とします。	
連絡方法・連絡先 ※公開・非公開の いずれかに○		自宅電話番号				公開・非公開	
		携帯電話番号				公開・非公開	
		FAX番号				公開・非公開	
		メールアドレス				公開・非公開	
所属団体		※ () 地区まちづくり協議会地域人材				公開・非公開	
指導（協力）内容						※情報提供に必要な項目のため公開します。	
指導（協力）可能な曜日、時間							
対象		1 小学生 2 中学生 3 その他 () ※ () 小学校・ () 中学校区地域人材					
備考 (経験・資格等)						公開・非公開	

登録者情報の公開を希望した事項について、市のホームページ等において、公表することに同意します。

また、もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの利用(支援活動中の事故等を含む。)において、利用校との間に争いが生じたときは、私と利用校とが協議して解決します。

署名（自筆） _____

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

守谷市教育委員会教育長

印

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったもりやコミュニティー・スクールボランティアバンクの登録申請について、次のとおり登録（変更）することと決定したので、通知します。

指導 (協力) 者	団 体	ふりがな			ふりがな		
		団 体 名			代表者名		
	個 人	ふりがな					性 別
		氏 名					男 ・ 女
		生年月日	年 月 日				※年代のみを公開 します。
	住 所		〒				※番地は非公開と します。
連絡方法・連絡先 ※公開・非公開の いずれかに○		自宅電話番号				公開・非公開	
		携帯電話番号				公開・非公開	
		FAX番号				公開・非公開	
		メールアドレス				公開・非公開	
所 属 団 体						公開・非公開	
指導（協力）内容						※情報提供に 必要な項目の ため公開しま す。	
経 験 ・ 資 格 等							
指導（協力）可能 な曜日，時間							
対 象		1 小学生 2 中学生 3 その他（ ）					
備 考		※（ ）地区まちづくり協議会地域人材 ※（ ）小学校・（ ）中学校区地域人材					

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

守谷市教育委員会教育長



もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク非登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあったもりやコミュニティ・スクールボランティアバンクへの登録申請について、次の理由により登録しないことと決定したので、通知します。

理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

届出者氏名

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録抹消届

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの登録を抹消したい
ので、次のとおり理由を付して届け出ます。

理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

守谷市教育委員会教育長

印

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録抹消通知書

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの登録を、
年 月 日付けで抹消したので、通知します。

抹消の理由

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

報告者

住 所

氏 名

電話番号

※ 団体である場合には、代表者の住所、氏名、
団体名及び電話番号を記入してください。

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク活動実績報告書

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置及び運営に関する要綱の規定により、次のとおり実績を報告します。

利用者氏名 又は団体名	
日 程	年 月 日 () から 年 月 日 () まで 実施日数計 日間
実 施 時 間	合計 時間 (内訳)
場 所	
参 加 者	(計 人)
指導(協力) 内 容	
備 考	

別表 登録の分類（第6条関係）

分類		学習指導・支援・協力等の内容
授業	1 国語	書道・ペン習字・硬筆・短歌・俳句・文学・読み聞かせ等
	2 算数・数学	九九学習支援等
	3 社会	平和教育・経済・経営・年金・税務・法律・文化財・郷土史等
	4 理科	自然観察・バードウォッチング・理科実験等
	5 英語	英会話等
	6 道徳	道徳的価値に迫る説話やメッセージ等
	7 家庭	幼児教育・裁縫・食育・着付け・世界の郷土料理・パンお菓子作り等
	8 技術	パソコン・無線・電気・木工製作・栽培・プログラミング等
	9 音楽	ピアノ・箏・合唱・器楽等
	10 図工・美術	絵画・木彫り・木工制作・絵手紙・わら竹細工・デザイン・陶芸等
	11 保健体育	スポーツ・ダンス・健康管理全般・性に関する教育等
	12 学級活動	ゲストティーチャー：話し合い活動でのアドバイザー等
	13 生活・総合的な学習の時間	福祉・手話・点字・手品・郷土芸能・伝承あそび等
部活動	14 野球	指導・練習試合審判等
	15 サッカー	指導・練習試合審判等
	16 ハンドボール	指導・練習試合審判等
	17 ソフトテニス	指導・練習試合審判等
	18 バスケットボール	指導・練習試合審判等
	19 バレーボール	指導・練習試合審判等
	20 卓球	指導・練習試合審判等
	21 剣道	指導・練習試合審判等
	22 柔道	指導・練習試合審判等
	23 バドミントン	指導・練習試合審判等
	24 美術	絵画・デザイン・イラストレーティング・ペーパークラフト等

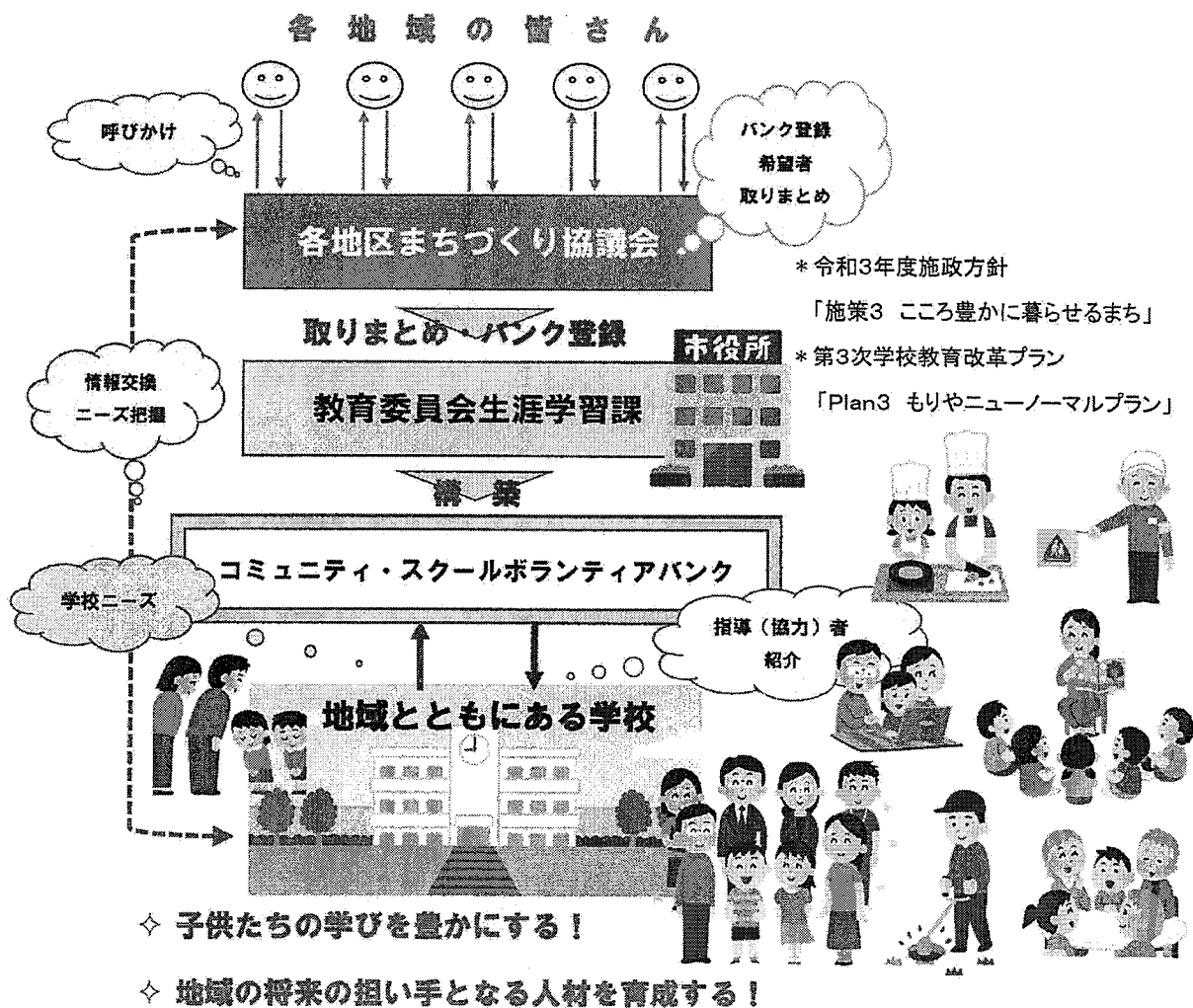
	25 文芸	絵本作り・イラストレーティング等
	26 科学研究	科学研究指導・環境学習指導・実験結果データ処理指導等
	27 吹奏楽	吹奏楽指導・金管指導・木管指導・太鼓指導・楽器演奏等
その他	28 学校行事	マラソン大会観察員・運動会・秋祭り活動支援等
	29 環境整備	除草作業・樹木剪定・修理・整理整頓等
	30 ICT教育	ICT教育機器活用支援・サポート等
	31 その他	※30までの分野以外の学校への協力内容

もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置について

学校と地域の連携・協働を深めるとともに、豊富な地域人材の活用により、地域全体で子供たちの学びを豊かにするため、『もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク』（以下「ボランティアバンク」という。）を設置します。

令和2年度に御所ヶ丘中学校区をモデルに行った、運営の仕組みづくりにより制度を創設し、各地区（中学校区ごと）のまちづくり協議会との連携のもと、ボランティアバンクの設置・取組を広げます。

1 ボランティアバンクのイメージ



2 ボランティアバンク登録の分類（学習指導・支援・協力等の内容）

(1) 授業

国語，算数・数学，社会，理科，英語，道徳，家庭，技術，音楽，図工・美術，保健体育，学級活動，生活・総合的な学習の時間

議案	頁数
85号	13

(2) 部活動

野球, サッカー, ハンドボール, ソフトテニス, バスケットボール, バレーボール, 卓球, 剣道, 柔道, バドミントン, 美術, 文芸, 科学研究, 吹奏楽

(3) その他

学校行事, 環境整備, ICT教育, その他の分野の協力内容

3 中学校区とまちづくり協議会

中学校区	まちづくり協議会
守谷中学校区 守谷中・大野小・黒内小	大野地区・守谷B地区・守谷C地区・(守谷D地区)
愛宕中学校区 愛宕中・守谷小・郷州小	みずき野地区・守谷A地区・守谷E地区・(守谷D地区)
御所ヶ丘中学校区 御所ヶ丘中・大井沢小・御所ヶ丘小・松前台小	北守谷地区・大井沢地区 事前登録申請開始
けやき台中学校区 けやき台中・高野小・松ヶ丘小	高野地区

4 ボランティアバンク登録開始までのスケジュール (令和3年度)

6月中旬まで	御所ヶ丘中学校区 事前登録申請受付
6月中旬～7月上旬	守谷中・愛宕中・けやき台中学校区 協力依頼
8月(予定)	御所ヶ丘中学校区 事前登録一覧表作成・配布
8月下旬	ボランティアバンク設置要綱制定
10月(予定)	全学校区で募集案内・登録開始

5 今後の課題と対応の方向性

ボランティアバンクの設置は, 社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律で求められている, 「地域とともにある学校づくり」に関する取組の一つです。今後, 地域の皆さんによる学校支援(一方向)のみならず, 各地区まちづくり協議会と学校の連携・協働により, 地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組(双方向)ができるようコーディネート機能の強化を図る必要があります。

議案第 36 号

守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 3 年 8 月 25 日 原 案 決

提案理由

プロポーザル方式による守谷市外国語指導助手派遣業務において提出された事業提案書の適正な審査を行うため、「守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会」を設置し、必要な事項を定めるものです。

議 案	頁 数
36号	1

守谷市教育委員会告示第5号

守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年10月5日

守谷市教育委員会 教育長 町 田 香

守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、プロポーザル方式による守谷市外国語指導助手派遣業務において提出された事業提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査を行うため、守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの審査基準作成に関すること。
- (2) プロポーザルの審査及び評価に関すること。
- (3) プロポーザル提案者の選定に関すること。
- (4) その他プロポーザル方式による選定等に関し必要な事項

(選定委員会の組織)

第3条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 副市長
- (3) 教育部長
- (4) 教育部参事
- (5) 教育部次長
- (6) 教育指導課長
- (7) 学校長代表2名以内
- (8) 英語教育担当2名以内

3 選定委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

4 委員長は、選定委員会の会務を総理し、選定委員会を代表する。

5 委員長に事故等があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

議案	頁数
36号	2

第4条 委員の任期は、守谷市外国語指導助手派遣業務の契約締結日までとする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(報告)

第6条 選定委員会は、プロポーザルの審査結果及び提案者の選定結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

報告第 6 号

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象者選考委員について

守谷市民設民営児童クラブ運営事業について、事業者の公募を実施するに当たり、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選定委員会設置要綱に基づき、下記のとおり委嘱したので報告します。

記

	委員区分	委嘱区分	氏名
1	委員長	副市長	田中 健
2	委員	教育長	町田 香
3	委員	教育委委員会の委員	萩谷 直美
4	委員	教育部長	宇田野 信彦
5	委員	教育部参事	奈幡 正
6	委員	学識経験を有する者	持田 正彦（前守谷市放課後子ども総合プラン統括責任者）
7	委員	学識経験を有する者	鳩貝 暢夫（中小企業診断士）
8	委員	その他市長が適当と認める者	豊谷 秀貴（守谷市PTA連絡協議会の代表）

※ 委嘱期間 令和3年8月19日～審議終了日まで

令和3年8月25日報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香